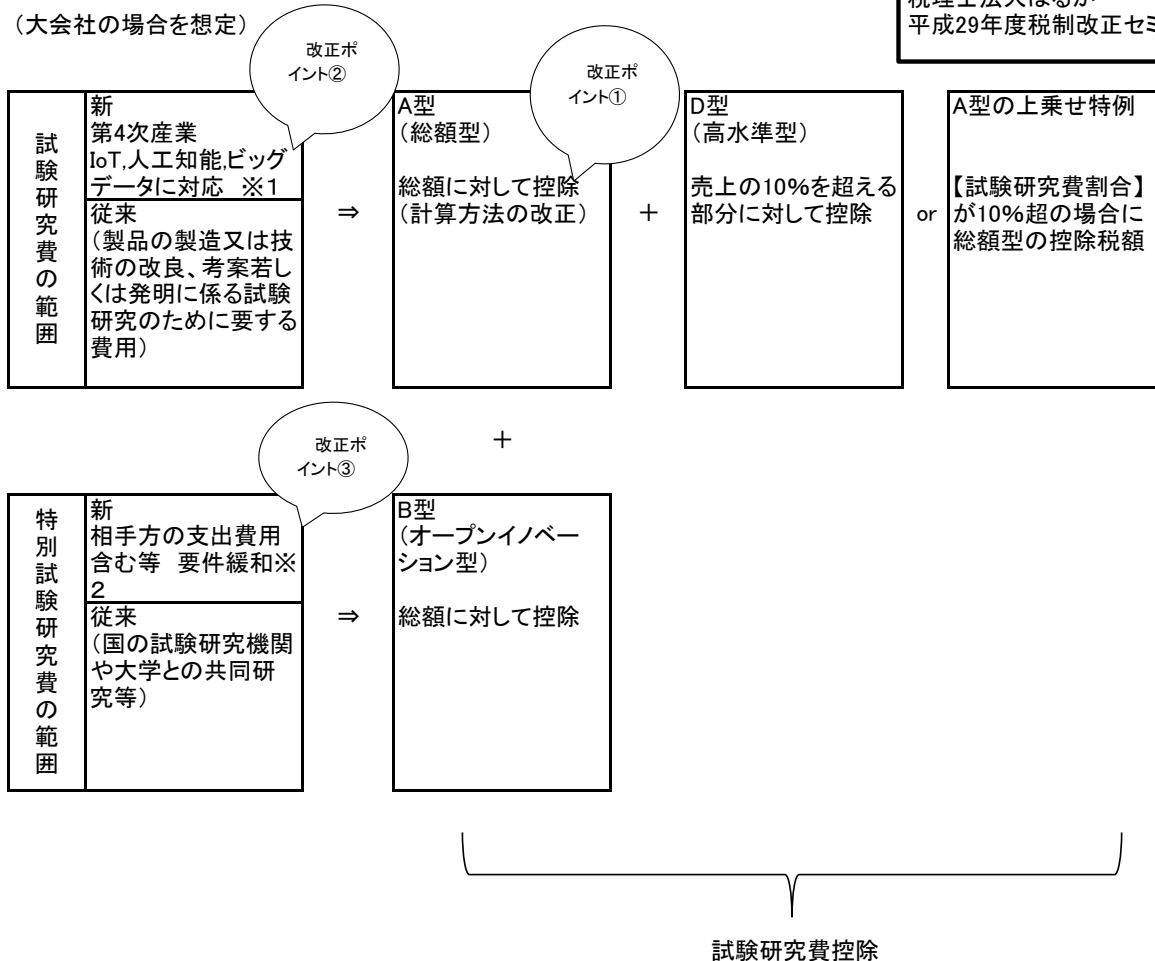


# I 研究開発税制の見直し 改正後のイメージ図

(大会社の場合を想定)

2017年9月15日実施  
税理士法人はるか  
平成29年度税制改正セミナー



## 【参考】従来の制度

上乗せ措置(時限的) C型かD型の選択!		
名称	増加型(C型)	高水準型(D型)
控除額	試増加額 × 控除率	(売上 × 10%) を超える試 × 控除率
要件	①前3年間の試平均 × 105% を超える ②前2年間のうち、最高額を超える	
制限	法人税額 × 10%	

恒久措置		
名称	総額型(A型)	オープン・イノベーション型(B型)
控除額	試 × 控除率(8~10%)	特別試験研究費 × 20% or 30%
制限	法人税額 × 25%	法人税額 × 5%

# I 研究開発税制の見直し 新旧対比表

【適用】

H29年4月1日開始事業年度より適用

2017年9月15日実施

税理士法人はるか

平成29年度税制改正セミナー

			控除額		限度額
			改正前	改正後	
A型	(総大企業型)	基本	【基本】 試験研究費 × 控除率 (8~10%) (控除率 = 8% + 試験研究費割合 × 20%)	試験研究費 × 控除率 (6~14%) 【控除率】 イ 増減割合が5%超 ... 9% + (増減割合 - 5%) × 0.3 ロ 増減割合が5%以下 ... 9% - (5% - 増減割合) × 0.1 ハ 増減割合が-25%未満 ... 6%	法人税額 × 25%
		上乗せ特例※ (2年間)	-	試験研究費割合が10%超の場合 基本型の限度額を上乗せ 【計算式】 (試験研究費割合 - 10%) × 2	↑ 法人税額の最大10% 上乗せ
	基盤強化税制) (中小企業技術)	基本	試験研究費 × 控除率 (12%)	試験研究費 × 控除率 (12~17%) 【控除率】 イ 増減割合が5%超 ... 12% + (増減割合 - 5%) × 0.3 ロ 増減割合が5%以下 ... 12%	法人税額 × 25%
		上乗せ特例① (2年間)	-	試験研究費割合が10%超の場合 基本型の限度額を上乗せ 【計算式】 (試験研究費割合 - 10%) × 2	↑ 法人税額の最大10% 上乗せ
		上乗せ特例②※ (2年間)	-	増減割合が5%超の場合 基本型の限度額を上乗せ	↑ 法人税額の10% 上乗せ
B型 (オープンイノベーション型)	中小企業・ 中企業	基本	特別試験研究費 × 20% or 30%	特別試験研究費 × 20% or 30%	法人税額の5%
C型 (増加型)	中小企業・ 中企業	基本	増加試験研究費 × 控除率 (5~30%) (要件) ① 前3年間の試験研究費平均 × 105% を超えること ② 前2年間のうち、最高額を超えること	廃止	法人税額の10%
D型 (高水準型)	中小企業・ 中企業	基本※	(売上 × 10%) を超える試験研究費 × 控除率 【控除率】 (試験研究費割合 - 10%) × 20%	左記条件のままH31年3月31日まで 延長	法人税額の10%

※ 大企業は、A型の上乗せ特例とD型(高水準型)の選択適用

中小企業は、A型の上乗せ措置①、上乗せ措置②、D型(高水準型)の選択適用

# I 研究開発税制の見直し

改正ポイント②

2017年9月15日実施  
税理士法人はるか  
平成29年度税制改正セミナー

## ※1 試験研究費の範囲の拡大

従来、試験研究費とは、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で、原材料費、人件費(専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る。)及び経費などをいう。

今回の改正において、試験研究費の範囲について、対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用を加えることとされた。具体的には①新サービスに該当すること②対価を得て提供するものであること③以下の全ての工程が行われる試験研究とされている。

- イ 大量の情報を収集する機能を有し、その全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いて行われる情報の収集
- ロ その収集により蓄積された情報について、一定の法則を発見するために、情報解析専門家により専ら情報の解析を行う機能を有するソフトウェア(これに準ずるソフトウェアを含む。)を用いて行われる分析
- ハ その分析により発見された法則を利用した新サービスの設計
- ニ その発見された法則が予測と結果の一致度が高い等妥当であると認められるものであること及びその発見された法則を利用した新サービスがその目的に照らして妥当であると認められるものであることの確認

### 【注意点】

- ・「新たな役務」に該当するかどうかは、今まで世の中に全く出ていなかったサービスに該当するかどうかではなく、その役務の提供する法人にとって従前に提供していない役務に該当するかどうかで判断
- ・サービス設計工程の全てが行われるかどうかの判断については、法人がサービス設計工程全てを実行することを試験研究の計画段階において決定しているかどうかにより判断
- ・「比較試験研究費」についても上記の概念を含めた試験研究費で計算する必要がある。(当期にサービス研究を行うか否かに関わらず。)

改正ポイント③

## ※2 オープン・イノベーション型の運用改善

運用改善項目	改正前	改正後
対象費目の拡大	自社外試験研究費の対象となる費目は、原材料、人件費、旅費、経費及び外注費に限定	共同研究及び受託研究に係る相手方が支出する費用に拡大 (例) 大学等の研究施設における光熱費及び修繕費等が対象可
対象費目の追加・変更の柔軟化	契約変更があった場合には、その契約変更日以後に支出した費用のみが対象	契約変更前に支出した費用であっても、その契約に係るものが明らかであり、その支出日と契約変更日が同一の事業年度内であれば対象
確認方法の簡素化	事業年度終了時における確認は、費目内訳(明細書)及び領収書等との突合が必要	費用の明細書と領収書等の突合を要しない